

品質保証基本規程

株式会社ワコールホールディングス

制定日 2011年4月27日

目次

第1章 総則	- 1 -
第1条（目的）	- 1 -
第2条（定義）	- 1 -
第3条（この規程の適用対象）	- 1 -
第2章 品質保証活動	- 1 -
第4条（商品の品質に係る基本方針）	- 1 -
第5条（品質保証活動）	- 2 -
第3章 組織体制と役割	- 2 -
第6条（品質保証審議会）	- 2 -
第7条（品質管理委員会）	- 2 -
第4章 品質問題と重大製品事故	- 3 -
第8条（品質問題）	- 3 -
第9条（重大な品質問題）	- 3 -
第10条（重大製品事故）	- 3 -
第5章 顧客の要求	- 3 -
第11条（顧客の要求への対処）	- 3 -
第6章 その他	- 4 -
第12条（改廃）	- 4 -
付則.....	- 4 -

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、ワコールグループが顧客に供給する商品の品質についての基本的指針及びその維持と向上のための基本的事項について定める。

第2条（定義）

この規程において使用される用語は、以下に掲げる意義を有する。

- ① 「ワコールグループ」とは、株式会社ワコールホールディングス（以下、WHDという）及びその子会社（直近の有価証券報告書、四半期報告書において、企業集団に属する会社として記載された会社。海外のものを除く）を総称していう。
- ② 「グループ会社」とは、ワコールグループに属する WHD の子会社（WHD を除く）をいう。
- ③ 「顧客」とは、ワコールグループが商品を供給する相手方（法人、団体を含む）をいう。
- ④ 「供給」とは、有償及び無償の提供をいう。
- ⑤ 「商品」とは、物品、役務の提供（飲食、人材派遣、商品保管、配送等）、及びこれらの供給に付随するサービスをいう。
- ⑥ 「役職員」とは、役員及び従業員をいう。
- ⑦ 「事業部門」とは、グループ会社における各々異なる事業を行う組織をいう。
- ⑧ 「品質問題」とは、商品の瑕疵・欠陥（表示に関わるものを含む）に関する事柄をいう。
- ⑨ 「重大製品事故」とは、品質問題のうち、一般消費者の生命又は身体に対し、死亡、30日以上の治療期間を要する負傷等重大な危害が発生し又は発生するおそれがあるもの、若しくは火災を引き起こすもの等、消費生活用製品安全法上の重大製品事故に該当するものをいう。

第3条（この規程の適用対象）

この規程はワコールグループ及びその役職員に適用される。

第2章 品質保証活動

第4条（商品の品質に係る基本方針）

ワコールグループは、その供給する商品の品質が、顧客からの要求を常に満たすものであることを目指す。そのために、ワコールグループの役職員は以下に掲げる基本方針に基づいて行動し、商品の品質向上に取り組む。

- ① 安全で愛される商品を常に供給すること
- ② 時代の変化に適合した品質を追求すること
- ③ 法令を遵守し公平正大に活動すること

第5条（品質保証活動）

ワコールグループは、前条の基本方針に基づき、その供給する商品の品質を維持し、向上させ顧客を始めとするステークホルダーの要求を満たすことによってその信頼を得る活動（以下、品質保証活動という）に取り組む。

2. グループ会社は、この規程の本旨に基づき、品質保証活動を推進するための組織、その運営方法及び品質保証に関する責任と権限の体系を明確にする規則を定め、これを各々の役職員に周知しなければならない。

3. グループ会社及びその事業部門は、この規程に準拠して、品質に関わる自主的な規格・基準を制定することができる。

第3章 組織体制と役割

第6条（品質保証審議会）

WHDはワコールグループの品質保証活動を推進するため、品質保証に関するワコールグループの最高機関として、品質保証審議会を設置する。

2. 品質保証審議会は、委員長及び委員長がグループ会社から任命する委員で組織し、第8項に定める事務局を置く。委員長はWHD社長が任命する。

3. 品質保証審議会の委員長及び委員の任期は、1年とする。品質保証審議会委員の任期中における交代は、委員長の承認をもってこれを行うものとする。

4. 各年度の最終の品質保証審議会において、翌年度の品質保証審議会の定例会の開催時期を決定する。但し、初会の開催は新年度開始後30日以内とする。

5. 品質保証審議会委員長は、必要に応じて品質保証審議会の臨時会を招集することができる。

6. 品質保証審議会は、以下に掲げる業務を行う。

- ① ワコールグループに適用される、商品の品質に関わる規則、規格、基準等の制定、改廃及び承認
- ② ワコールグループに生じた又は生じるおそれのある重大な品質問題への対処及び是正処置若しくは予防処置
- ③ ワコールグループの品質保証活動に関わる前2号以外の事項

7. グループ会社及びその事業部門は、第5条第3項に規定する規格・基準を定める場合、品質保証審議会の承認を得なければならない。

8. 株式会社ワコールの品質保証主管部門をもって、品質保証審議会の事務局に充てる。

9. 品質保証審議会事務局は、品質保証審議会の承認を得て、グループ会社の品質保証活動の推進のために必要な措置を講じることができる。

第7条（品質管理委員会）

グループ会社は、その全ての事業部門において、当該事業部門の商品に関わる品質保証活動を推進するための機関（以下、品質管理委員会という）を設置しなければならない。品質管理委員会の形態及び名称は、事業の内容及び商品の性質に応じ、これらを決定する。

2. 品質管理委員会の構成、会期その他品質管理委員会の運営に関する事項は、グルー

プ会社がこれを定める。

3. 品質管理委員会は、以下に掲げる業務を行う。

- ① 事業部門に適用される、商品の品質に関わる規則、規格、基準等の制定、改廃及び承認
- ② 事業部門に生じた又は生じるおそれのある品質問題への対処及び是正処置若しくは予防処置
- ③ 事業部門の品質保証活動に関わる前2号以外の事項

4. 複数の事業部門は、合同して単一の品質管理委員会を設置することができる。

5. グループ会社は、第1項、第2項及び第4項に従って定めた事項を、品質保証審議会事務局に報告しなければならない。

第4章 品質問題と重大製品事故

第8条（品質問題）

事業部門は、自部門の商品に関する品質問題を、品質管理委員会に報告しなければならない。

第9条（重大な品質問題）

事業部門は、自部門の商品に関する重大な品質問題を、遅滞なく品質管理委員会及び品質保証審議会（会期外にあつては品質保証審議会委員長及び事務局）に報告しなければならない。

2. グループ会社は、品質問題が前項に該当する重大な品質問題であるか否かを判断するための、法令違反の有無、身体及び財物への被害の程度、商品自体の瑕疵の内容等を指標とした基準を各々制定しなければならない。

第10条（重大製品事故）

事業部門は、自部門の商品に重大製品事故が発生したときは、直ちに品質保証審議会（会期外にあつては品質保証審議会委員長及び事務局）に報告しなければならない。

2. 前項の事業部門が属するグループ会社は、品質保証審議会（閉会時にあつては品質保証審議会委員長）の審議を経たうえで、当該重大製品事故の発生の事実を法令の定めるところに従い速やかに国に報告し、商品の回収その他危害発生及び拡大を防ぐ措置をとらなければならない。

第5章 顧客の要求

第11条（顧客の要求への対処）

ワコールグループとその役職員は、顧客から商品の品質に対する要求を受けた場合、これを商品の品質向上のための機会ととらえて、真摯に対応しなければならない。

第6章 その他

第12条（改廃）

この規程の改廃は、品質保証審議会が審議のうえ、WHD取締役会の決議又は承認により行うものとする。

付則

この規程は、2011年5月1日より施行する。